

広島県告示第六百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十二年七月十二日認可した。

平成二十二年七月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

可愛川漁業協同組合

2 住所

山県郡北広島町川井七二二―一

二 免許番号

内水共第二十四号、内水共第二十五号、内水共第二十六号、内水共第二十七号、内水共第二十八号及び内水共第二十九号

三 変更の内容

第三条に「ただし、八千代湖堰堤より、ふれあい大橋までの区域（ダム湖）を除く。」を加える。

附 則

この規則は知事の認可があつた日から施行する。